

(7) -1

令和8年度 沖縄県の最低賃金 確認OK? 最低賃金！ 働く人も、雇う人も、忘れずに。	
地域別最低賃金	令和8年12月2日から 時間額 1,086 円
特定(産業別)最低賃金	※ 令和8年度は「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」は、改正がありませんでした。このため令和8年12月2日から地域別最低賃金が適用されます。

(問い合わせ) 沖縄労働局 賃金室 ☎ 098-868-3421